

有識者委員による参考人意見聴取結果概要

コンテンツ専門調査会委員

浜野 保樹

國領 二郎

1. 参考人等

参考人1：荒川祐二 (株)ジャパン・ライツ・クリアランス代表取締役社長

参考人2：板垣陽治 (株)フジテレビジョンライツ開発局

アーカイブセンター室次長

参考人3：小谷 靖 (株)Entertainment FARM 代表取締役

参考人4：加藤 衛 日本音楽著作権協会常務理事

参考人5：一瀬隆重 (株)オズ代表取締役

2. 参考人意見

別添1のとおり

3. 参考人提出資料

別添2のとおり

(株)ジャパン・ライツ・クリアランス 代表取締役社長 荒川 祐二 氏

2005年12月13日(火) 16:00~16:30 (浜野、國領聴取)

<会社概要>

- ・2000年11月の著作権等管理事業法の成立を受け、音楽著作権を管理する会社として2000年12月に設立。楽曲の録音権、インタラクティブ配信の権利を管理。

<ヒアリングのポイント>

多様性と透明性

- ・デジタル技術が、契約の詳細な条件設定など従来では不可能だった「多様性」を可能に。
- ・デジタル音楽流通をとりまく環境における問題点は、「アナログ時代に培われたルールをデジタル時代に拡大解釈して対応させようとしている」こと。

音楽著作権管理事業について

- ・管理事業法導入に関する評価は、権利者と利用者で違う。権利者側にとっては多様な選択肢の中から選ぶ事が出来る点は評価されているが、利用者側からすれば、著作物に関する情報が一元化されていないためわかりづらいのは問題。
- ・対応策として、以下の3つを提案

全管理事業者が参加を義務づけられた統合データベースの開発と運用が必要。

JASRAC一元管理に戻すことにより利用者に分かりやすくする方向と、地域別、支分権別にJASRACの分割を行うことにより、競争を活発化する方向の両面を視野に入れる必要がある。

アナログ思想の拡大解釈による弊害

- ・ デジタル時代にふさわしい権利の在り方とその行使について改めて考える必要あり。
- ・ 例えば、貸与権については、そもそもLPレコードなどを事業者が「貸与」し、ユーザーが「聴く」という部分での法整備及び各種契約がなされた。
- ・ 今は、CDへ切り替わり、MDへのダビング、CD-R 等へのバーニングが主流。その中で根本の枠組みは変わっていないため「ねじれ」が生じている。

クリエイター及びファン不在の議論

- ・ アーティストとファン双方の視点を大切にしながら新しい権利の在り方や運用の仕方について、シンプルかつ公正・適正なルール作りをしていくことがますます重要。

レコード会社とアーティストの契約

- ・ メジャーレコード会社とアーティストの契約は今でも、パッケージ商品の販売を前提にした契約が行われており、音楽配信はCDの二次的利用という位置づけ。レコード会社の取り分が多いのは、パッケージ主流の時代にはそのリスク負担に見合った取り分として理解できるが、音楽配信等ではアーティスト側が選択できるようにすべき。

2005年12月13日(火) 16:30~17:00 (浜野、國領聴取)

<ヒアリングのポイント>

「ユビキタスネット流通に向けた権利クリアランス協議会」(総務省後援)

- ・放送事業者、コンテンツホルダー、プロダクション、ISP事業者等がメンバー。
- ・放送後3年以上経過したアーカイブコンテンツのための蔵出しルールを検討。
- ・「3年以上経過」したものとしたのは、実演家にとって最近の放送済みのコンテンツを使われることは自分たちの出演機会の喪失につながるという危機感があるため。
- ・年度内に「“蔵出しルール”権利処理ワークフロー確認書」がまとまる予定。確認書のポイントは次の3つ。

ライツクリアランスの煩雑さを是正するため、日本レコード協会が原盤権の集中管理とアウトサイダーのとりまとめを行う。

フィンガープリントという音源認識の技術を使い、番組の中の音楽データを割り出すスキームを確立する。

不明な著作隣接権者からの将来の請求に備え、民間で補償金をプールする仕組みを作る。

- ・順調に進んでいる理由は、関係者が安心してのれる共通の土俵を用意した点と権利者不明で許諾をとれないのでだめというのではなく、より柔軟に考える 脱・著作権原理主義。
- ・このような民間の話し合いは、コンテンツ流通のビジネスを活発化する上でシェルパの役割を果たしている。

海外に向けたブロードバンド配信

- ・海外向けBB配信については、放送コンテンツを、1コンテンツ単位でブロードバンド、ビデオ・DVD、放送権販売など、それぞれの窓口での海外輸出を活発化するためのルールの拡張、放送の部分輸出を在留邦人の多いところに行うための整備、という手順を進めるのが良いのではないか。

香港を中心とするアジアのIPTVの進展等

- ・ 我が国の放送コンテンツに関しては、海外に大きなマーケットがあることは実感。
- ・ 香港のIPTVには50万のサブスクライバーを持っているものもあるが、彼らは日本のコンテンツに関心はあってもライセンスが難しいことを熟知している。
- ・ デジタル放送のRMP（コンテンツ保護）は必要、不可欠。

コンテンツの買取り

- ・ ハリウッドは最初からコンテンツを買い取るが、ウィンドーコントロールをきちんとしているのでその費用をある程度計算ができる。
- ・ 日本の放送は、二次利用・三次利用の段階の収入が読みきれないし、1本当たりの費用も景気の善し悪しでまた、局によって差がでる。現状では、買い取りではなく、1つの利用でその都度権利処理を行う仕組みの方が理にかなっている。

これからのコンテンツ

- ・ 今後は、放送のみで完結するコンテンツではなく、ネット配信含めて通用するコンテンツを養成する必要がある。

2005年12月13日(火) 17:00~17:30 (浜野、國領聴取)

<会社概要>

- ・2003年8月に株式会社設立。映画ファンドを組成する製作投資事業やプロデュース作品の海外配給権セールス、リメイク権セールスなどの海外事業を展開する会社。

<ヒアリングのポイント>

現状と課題

- ・昨年の信託業法の改正により、コンテンツ業界における信託の活用が飛躍的に増加すると見られていたが、実際は期待されていたほど実績が上がっていない。
- ・様々な理由からコンテンツ業界において「信託」の概念がほとんど浸透していないが、特に、知的財産権信託への参入障壁の見直しが必要。
- ・流通主導のままであるが、製作者にとっても有益な制度にならなければ、人材の海外流出の懸念がある。権利保持者が日本人である必要はなくなっている。

参入障壁見直しの案

最低資本金の引き下げと営業保証金の廃止。

商号中に「信託」の文字を用いなければならぬ規制の廃止。

兼業規制の基準の廃止。

信託業務経験者の配置要件の緩和。

その他要望

- ・事業信託については、信託業法の対象とすることはおかしい。必要な投資家保護は、投資サービス法で行うべき。投資家保護はきちんとする一方、事業参入を容易にし、投資家がきちんと事業者を選んで判断する仕組みにすべき。

- ・信託受益権を証券取引法上の有価証券扱いとする流れについては賛成。
- ・信託に限らず、LLP、LLC など、日本の金融制度を製作者にとって使い勝手のよいものにしなければ、有望なプロジェクトが海外に流出してしまう。

金融分野におけるコンテンツ人材育成

- ・米国ではコンテンツに強い金融機関もあり、コンテンツに非常に詳しいバンカーも出てきているが、人材は一朝一夕には育たない。米国では、リスクを評価できる能力は学校ではなくOJTで育成される。

(社)日本音楽著作権協会(JASRAC) 常務理事 加藤 衛 氏

2005年12月13日(火) 17:30~18:00 (浜野、國領聴取)

< 団体概要 >

- ・ 作詞家、作曲家、音楽出版者などの権利者から著作権の管理委託を受ける音楽の著作物に関する著作権管理団体。信託契約数は2005年11月現在13,951名。

< ヒアリングのポイント >

JASRAC の義務

- ・ JASRAC の育ててきた機能が、権利処理のワンストップ形成や情報の提供に役立つことができるよう、JASRAC として何ができるかを考える必要がある。
- ・ JASRAC の権利許諾に関しては、管理事業法上応諾義務が明記されている。

音楽以外の著作物に関する権利処理

- ・ 映像は同時に多数の権利が関係するので、ワンライセンスで考えるのは不可能だが、権利の束と考えると、一カ所に集中するということは可能。各権利者団体が、共通のインターフェイスで権利処理を行うことを考える時期に来ている。

技術の問題

- ・ 技術の進展により、予期せぬ新たな利用形態が出てくることは世の流れ。ユーザーが使い勝手が悪いシステムとならないようにしていきたい。
- ・ ひとつの技術ですべてコントロールできるというのは傲慢。DRMのグローバル化はあきらめてよいのではないか。複数の技術が並存して、競争が起こ

ることによりよくなっていくものであり、それによる多少の不便は問題ないのではないか。

窓口の複数化の問題

- ・ 音楽著作権の権利処理に関する窓口が複数化しているが、どこに委託するかは権利者の判断。文句を言う利用者もいるが、管理する事業者はいくつかなので、その程度の手間は仕方ないのではないか。

委託者の利便性

- ・ 自分の作品の一部を一定の条件下で自由利用してもらってよいといったクリエイティブコモンズのような考えの著作者もあり、管理事業者は多少の手間がかかっても著作者の利便性に配慮すべき。

ネット配信に関する国際ルール

- ・ 法律家の議論では結論が出ていないが、各国の著作権団体では、国際的に、サーバーの所在地ではなく、サーバーの運営主体の事業所がどこにあるかで判断することとしている。

海外の状況

- ・ 中国等アジア各国の管理団体とは相互管理契約を結んでいるが、管理体制が十分とは云えない団体もある。
- ・ アジア各国の著作権管理団体から JASRAC に研修に来る者も多く、そこで研修したことが各国に持ち帰られ、日本のやり方が各国においてもビジネスモデルになっている分野もある。

(株)オズ 代表取締役 一瀬 隆重 氏

2005年12月19日(月)16:00~17:00 (浜野聴取)

<プロフィール>

- ・1989年に映画プロダクション会社(株)オズ設立。大ヒット作『リング』、『仄暗い水の底から』『呪怨』と製作した作品が次々にハリウッドリメイクされ、グローバルに事業を展開。

<ヒアリングのポイント>

最近の日本映画の状況

- ・日本映画はバブルの状態。でも実は、当たったものが目立つので、日本映画は売れているという幻想を持たれているだけ。
- ・邦画は洋画に比べて宣伝費を安く抑える傾向にある。映画会社はテレビ局に出資参加を求め、テレビを通して宣伝してもらうことにより宣伝費をおさえている。

テレビ局制作の映画

- ・テレビ局が映画を作る時代になり、内容もテレビ的になってきている。テレビ局がテレビドラマを映画館で上映しているようなもの。そういう作品が世の中で受けているので否定はできないが、見る側の目が衰えているのを感じる。今、インディペンデントのプロデューサーができることはテレビ局が望む作品を作ること。
- ・テレビ局は自ら作った映画を自分の放送枠でたくさん宣伝している。公共の電波を使った免許制の中でどこまで許されるのか。

日本映画の国際競争力

- ・ 日本の映画は超ドメスティック。テレビ局に気に入られるものばかり作っても国際競争力は育たない。この構造を打破するためには、日本は外圧に弱いので、外国資本が入ってきて日本語映画を作ることが可能性のひとつとしてある。
- ・ アメリカでは字幕と映像を一緒に見る文化がない。邦画は日本語を使っている以上限界がある。

アメリカとの比較

- ・ アメリカの映画産業はハイリスクハイリターン of 大きなビジネス。映画がテレビときちんと分離しており、出演する俳優も棲み分けができています。
- ・ ハリウッドでは能力があれば個人でも尊重される。日本は企業主体でインディペンデントではやりにくい。

今後の展開

- ・ 今後、インターネットでの映画配信もどんどん行われるようになると思うが、どこまでのビジネスになるかはわからない。韓国では違法なダウンロードによって無料で映画を見ている人が多いようだが、どこまで技術的に防げるのか。
- ・ 邦画も制作費は上がってきているが、まだまだ足りない。映画がハイリスクハイリターンであることを理解してくれるプレイヤーが業界に入ってきてくれないと何も変わらない。

2005年12月13日

多様性と透明性

株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス
代表取締役 荒川祐二

デジタル技術は、従来では不可能だった「多様性」を可能にする。例えばある契約について、従来ならば汎用的な契約を締結しなければ当事者双方が混乱を来たしかねないような詳細の条件設定が、管理データベースの設計と運用いかんでその柔軟性が格段に増す。また従来ではマスメディアに頼らなければ不可能だったプロモーションやマーケティングも多様性を増している。

そのような背景の下、現在の「デジタル音楽流通」を取り巻く環境において多岐に渡って存在している問題点を敢えて集約するならば、「アナログ時代に培われたルールをデジタル時代に拡大解釈して対応させようとしている」ということになるのではないだろうか。「文化・産業の継続性」ということを意識すると、旧来の考え方をベースにすること自体は当たり前であるが、新しい流通をより一層活性化させてゆくためには、旧来のルールだけにとらわれない視点からの議論をも尽くしてゆくというスタンスが強く求められている。

(1) 音楽著作権管理事業について

管理事業法導入への評価

著作権等管理事業法制定の背景としては、旧法下で独占されてきた事業ドメインに競争原理をもたらすことによってそのフィールド自体を活性化させよう、という視点があったと理解している。管理事業法導入から実質3年半を経過した現在、権利者と利用者の評価に差違が生まれているのではないかと。

- ・ 権利者(作家・著作権者)としては、多様な選択肢の中から自らが管理方法を選ぶことが出来る、という環境が望ましい。
 - 新しい利用形態へのスピーディーな対応や詳細データの提供といった部分を重視する権利者が増えてきており、権利意識も従前より向上している。
- ・ 利用者の立場としては、「どの著作物が、どの事業者(または権利者)によって、どのようなコンディションで管理されているのか」をもっと簡便に知りたいという要望が非常に大きい。
 - 複数の管理事業者のデータを一括で検索する術が無く、管理事業者の中には管理著作物を適切に開示しない例もある。(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)による一元管理、またはそれに準ずるような形態を望む声もある。

対応策として

現状の方法論だけにとどまらず、多様な考え方から対応策を検討すべき。極論も含め、その対応策の考え方は下記の通り；

- a) JASRAC、弊社(JRC) 他、全管理事業者が参加を義務づけられた統合データベースの開発と運用

「デジタル時代の著作権協議会」(CCD)の動きなどをより加速させるために、関係権

利者の参加を義務づける。

b) JASRAC 一元管理

旧来の方法にもう一度戻すことを検討することも重要である。

c) より一層の競争原理の導入による活性化を図る

「地域別」「支分権別」などの角度から JASRAC の分割を行い、より競争原理を押し進める。

いずれの方法論を検討してゆくとしても、権利者と利用者のいずれかのスタンスに偏るのではなく、双方にバランスよく配慮することが肝要である。

(2) アナログ思想の拡大解釈による弊害

著作権そのものは発生主義であり時代を問わずして不変だが、その権利物から生じる対価については、契約によって規定されてゆく。その契約の根本自体がアナログ時代に培われたものであり、デジタル時代にそぐわなくなっている例が多いのではないか。

・ 一例として貸与権を挙げてみる。

➤ そもそも LP レコードなどを事業者が「貸与」し、ユーザーが「聴く」という部分での法整備及び各種契約が行われた。

◇ ユーザーの多くは貸与したレコードをカセットテープにダビングした。

➤ 時代とともに CD へ切り替わり、MD へのダビングが主流になり、さらに CD を PC でリッピングし CD-R 等へのバーニングが主流になっても、根本の枠組みは変わっていないため、下記のような「ねじれ」が生じてきた。

- CD アルバム(販売価格：3,000 円、10 曲収録)の場合の 1 曲単価 300 円
- ダウンロード販売の場合の 1 曲単価 150 円～200 円
- レンタルの場合の 1 曲単価(上記アルバム、1 週間 300 円) 30 円

➤ この場合、貸与権そのものを否定するのではなく、デジタル時代にふさわしい権利のあり方とその行使について、改めて考える必要が出てきている。

(3) クリエーター及びファン不在の議論

我々が新しい利用形態への対応を模索してゆくに際して常にアーティスト・クリエイターの視点に立っているつもりではあるが、得てしてその意識が希薄になりがちである。また同時に、音楽ファンの視点を無視しては何も始まらない。産業のエゴとしてではなく、アーティストとファン双方の視点を大切にしながら新しい権利のあり方や運用の仕方について、シンプル且つ公正・適正なルール作りをしてゆくということがますます重要となってくる。

また、デジタル技術を上手く使うことが、全ての情報の「透明性」を高めてゆくことに直結することは間違いない。権利情報の所在の適切な開示、使用実績の捕捉と徴収・分配……。これらの一連の作業の全ての透明度を上げてゆくことが、新しいビジネスを創りあげてゆくキーになり、そのことが新しい才能を生み出すきっかけに繋がることと思われる。

以上

放送コンテンツのブロードバンド配信のためのルール作りに向けた取り組み

(株)フジテレビジョンライツ開発局アーカイブセンター室次長 板垣陽治

総務省後援の「ユビキタスネット流通に向けた権利クリアランス協議会」において、放送後3年以上経過した、アーカイブコンテンツのための“蔵出しルール”を検討している。この協議会は、2005年8月8日設立され、放送事業者等のコンテンツホルダー、権利者団体、ISP等、コンテンツ流通に関わる主要プレイヤーである、10団体24社が参加。民間の自主的な取り組みとして検討が進められており、年度内には「“蔵出しルール”権利処理ワークフロー確認書」としてまとめられる。ポイントは以下の通り。

- * レコード原盤権が各レコード会社の保有になっており、ライツクリアランスが煩雑且つ高コストである点を是正するために、日本レコード協会における集中管理の実践とアウトサイダーのとりまとめを行う。
- * 音楽データが未整備なためにライツクリアランスできない番組に関して、“フィンガープリント”という“音源認識技術”を使い、音楽データを割り出すスキームの確立。放送の全曲報告にも転用が可能。
- * 不明レコード原盤権者・実演家、不明映像実演家の将来の請求に備える、救済補償制度の確立。

順調に進んでいる理由

関係者が安心してのれる共通の土俵を用意。放送後3年経過コンテンツ限定。脱・著作権原理主義。

- * それでも、外国曲のシンクロ権の問題、アウトサイダーの問題等残る。
- * 来年3月以降、“蔵出しルール”とフィンガープリント利用スキームの確立、並びにメンテナンスが不可欠。

関係者の理解が得られれば、“蔵出しルールは”今後、海外へのブロードバンド配信などを想定したルールに拡張が可能。成功のためのポイントは、大部分の関係者が安心してのれる土俵を用意すること。手順としては、

放送コンテンツの海外輸出を活発化するためのルール拡張。BBベース、DVD・ビデオベース、放送ベース、多角的に、簡便なルールの確立を目指す。

放送の部分輸出を、在留邦人の多い地域に対して行う。放送コンテンツは文化情報の塊であり、経済的な関係が親密になっていく国に日本の情報を伝えることは相互理解に役立つ。

海外のIPTV事業者・CATV事業者等の引き合いは強い。また、日本のメディアヒエラルヒーとそこで放送されるプレミアムコンテンツのライツクリアランスの難しさも周知の事実。更に、「日本の放送はハックされてすぐに海賊版が出回るのではないか？」との厳しい指摘もあり、デジタル放送のRMP(コンテンツ保護)は必要・不可欠と思われる。

平成 17 年 12 月 13 日

コンテンツ業界における信託の活用について

株式会社 Entertainment Farm
代表取締役 小谷 靖

1. 現状

昨年の信託業法の改正により、コンテンツ業界における信託の活用が飛躍的に増加すると見られていたが、実際は期待されていたほど実績が上がっていない。

コンテンツ業界内の実態としては、「信託」の概念がほとんど浸透しておらず、その理由としては以下の点が考えられる。

- ・ 信託など金融スキームに関する知識を有する経営者、プロデューサーが少ない
- ・ 具体的な事例が少なく、信託導入のメリットが見えにくい
- ・ 既存の事業会社が消極的（保守的な企業体質、既得権益維持など。）
- ・ 参入障壁が高く、知的財産権信託に参入する企業がほとんどない

これらの中で、政策として早期に着手可能で、信託制度の活性化に資するのは、参入障壁に関する規制緩和と考えられる。

2. 規制緩和の案

最低資本金、営業保証金

（現行の規制）

信託業法政令

- ・ 最低資本金は、運用型信託会社の場合 1 億円、管理型信託会社の場合 5 0 0 0 万円
- ・ 営業保証金は、運用型信託会社の場合 2 5 0 0 万円、管理型信託会社の場合 1 0 0 0 万円

（考え方）

- ・ 起業（1 円設立可）と比較すると、ベンチャー型の信託会社にはこの規制は重すぎる。
- ・ 最低資本金は引き下げ、営業保証金は廃止が望ましい。

商号

（現行の規制）

信託業法

- ・ 商号中に「信託」の文字を用いなければならない。

（考え方）

- ・ 商号の変更は会社のブランドに影響を与えるものであり、こうした規制は廃止すべき。
- ・ アルファベットの商号登記も可能なため、「 TRUST」という場合には、「信託」を重複的に用いることになる（「シティバンク銀行」「イーバンク銀行」のような例）。

兼業規制

（現行の規制）

信託業法施行規則

・「兼業業務が信託業務に関連するものであると認められる」場合に限定。

(考え方)

・信託業務に関連するものであるか否かの判断基準が曖昧であり、廃止すべき。

経験者の配置(通達)

(現行の規制)

「信託会社等に関する総合的な監督指針」(通達)

・営業の本部機能を有する部門に、信託業務に関する知識を有する者を複数名配置。うち少なくとも1名は、信託業務に3年以上携わった経験を有する者であること。

・信託財産運用部門と信託財産管理部門のそれぞれに、管理又は処分を行う財産の管理・処分業務に3年以上携わった経験を有する者を配置すること。

・内部監査部門と財務管理部門のそれぞれに、信託業務に関する知識を有する者を配置すること。

(考え方)

・これだけの経験者を確保することは、人材獲得、収益性の観点から新規参入事業者には困難なことが多い。

・信託業務に関する知識を有し、信託業務に携わった経験を有する者を1名おけば十分で十分。3年以上の経験年数も1年に引き下げるべき。

3. その他

今回の信託法の改正で可能となる事業信託(債権のみならず債務の信託)については、そもそも信託業法の対象とすることはおかしい。信託業法はそもそも金融業の規制法である。事業の運営を目的として、信託の引き受けを主な事業としない者に対しては、信託業法の参入規制、兼業規制を課すべきではない。必要な規制は、投資サービス法で行えばよい。

今回の信託法改正で、信託受益権を有価証券扱いにする方向だが、これを支持。流動性を高め一般投資家が自由に売買できるようにすることが望ましく、証券取引法上の有価証券扱いにすべき。

信託に限らず、LLP、LLCにおいても同様であるが、日本の制度が製作者にとって使い勝手の良いものにならなければ、有望なプロジェクトやその担い手が海外に流出することもあり得る。特にコンテンツの国際展開を支援するという政策とも整合性を取る必要がある。(日本から海外へ流出する懸念があるということは、逆に海外、特にアジア圏のコンテンツ事業やライセンスマネジメント事業を日本に呼び込むチャンスもあるということ。)

以上

2005年12月13日

JASRAC

加藤 衛

流通促進の視点から

指定管理事業者である JASRAC は、著作権等管理事業法やその施行規則によって、許諾拒否の制限（応諾義務）、管理著作物情報の提供、使用料規程の届出等々さまざまな義務を負い、あるいは制限を受けているが、それによって委託者が不満を感じているとの声は聞いていない。

一方、今日我が国において、著作権が大多数の善意の利用者によって守られ、支えられていることを思えば、JASRAC は管理事業者として、権利の集中管理の利便性を活かした簡便な手続システムやリーズナブルな使用料規程、各種情報のデータベース化と開示等、利用者が著作権を守るための環境整備になお一層の努力を傾注すべきものと考えます。

特に、JASRAC の管理システムやデータベース化された情報がコンテンツ流通に役立つのであれば、一定の範囲内で公開され活用されてよい（P D¹楽曲を含む作品データベース約 200 万曲、映像関連データベース約 40 万件）。

権利関係を含むコンテンツ情報が、利用者（事業者）やエンドユーザー（消費者）の耳目に届かなければ、二次的利用にもリメイクにも結びつかない。

JASRAC はライツホルダーとして、コンテンツに係る権利情報等をデータベース化して所有するものの、コンテンツホルダーではない。

従って JASRAC は、権利情報を管理する技術は持ってはいいても、コンテンツを保護するために権利管理技術「DRM」を設定することはない。

DRM の設定は当然、各々のコンテンツホルダーの任意によるものであるから、すべてのコンテンツに一律に標準化された DRM が設定されることは不可能であろうし、権利者側が一方的にそれを決定して良いというものでもない。

DRM の標準化は技術の囲い込みを招来して、コンテンツホルダー、メーカー、消費者にコスト負担を強いることになりはしないか、私的録音の制限強化につながるのではないかと意見もある。

これらの問題が十分な議論もなく取り残されたまま、DRM 技術だけ

¹ public domain=著作権が公有に帰すこと。保護期間の満了等の理由で著作権が消滅した状態をいう。

ですべてが解決されると思い込むのは危険である。D R M技術が進歩することは、それをバイパスする技術もまた確実に進歩することを意味する。

コンテンツ流通を促進するための議論は、これまでも繰り返し行われてきたが、ともすれば、流通阻害要因を並べ立てては批判することに終始した時期もあった。

この間、権利処理の難しさ、プロバイダーとキャリアにとってのコスト問題等が議論される中で、可能な範囲であれ権利の集中化、ワンストップショップへの努力がなされていることも事実である。

解決への近道が、このような動きを支援することにあるのか、それとも権利を制限することにあるのか、D R Mの技術問題等々について検討されたい。

以上